

○長門市サテライトオフィストライアル補助金交付要綱

(令和4年6月8日告示第104号)

(趣旨)

第1条 この告示は、長門市サテライトオフィストライアル補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市外に本拠を持つ情報関連企業等（以下「企業等」という。）のサテライトオフィスを長門市内に誘致し、雇用の場づくりや多様な人材の交流を通じた地域の活力創出を図るため、本市へのサテライトオフィス開設を検討する企業等のトライアルを支援することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において「サテライトオフィス」とは、企業等の本拠から離れた場所に、専ら業務を行う事務所として設置され、かつ情報通信技術を活用し、テレワークができるよう整備された事務所をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 市は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす企業等が行うサテライトオフィストライアル事業について、補助金を交付する。

- (1) 市外に主たる事務所を有する法人又は個人であって、申請時点において1年以上事業を継続して営んでいること。
- (2) 日本標準産業分類における大分類により情報通信業を行う者又はサテライトオフィス誘致によって地域の活力創出が見込まれるものと市長が認める者
- (3) 市内で開設を検討しているサテライトオフィスで主として行う業務は、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 総務部門等、本社機能の一部を行う業務
  - イ 情報システム等の開発・運営・管理等を行う業務
  - ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務
  - エ eビジネス、eラーニング等インターネットを活用した業務
  - オ 新製品の研究開発等を行う業務
  - カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 市内に、支社、営業所、工場その他これらに類する事業所を設置している。

イ 代表者又は役員が長門市暴力団排除条例(平成 23 年長門市条例第 14 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業

エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

オ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(5) 企業等が個人事業者の場合は、過去 3 年間の平均年間所得が 600 万円以上であること、又は、その所得が見込まれること。

(6) 対象経費について、他の補助金を受けていないこと。

2 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第 5 条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする企業等(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、サテライトオフィストライアル補助金交付申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金等の交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、決定事項及び交付決定額をサテラ

イトオフィストライアル補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に対し通知する。

- 2 市長は、前項の審査により補助金を交付することが適当でないとき、補助金の不交付を決定し、サテライトオフィストライアル補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に対し通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 4 市長は、第1項の規定に基づく交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請書が提出されたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 市長は、前条第2項ただし書による交付申請書が提出されたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた企業等（以下「補助事業者」という。）は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、サテライトオフィストライアル計画変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の10分の2以上に及ぶ変更
- (2) 使用する施設の変更
- (3) その他計画の内容の大幅な変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、サテライトオフィストライアル中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助金の交付の申請をした者は、第 6 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から 20 日以内（市長が別に期間を定めたときは、その期間内）に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第 9 条 市長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じたやむを得ない事情により、補助事業者が、補助事業の全部若しくは一部を継続して実施する必要がなくなったとき又は補助事業を遂行することができなくなったとき（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業を完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、サテライトオフィストライアル実績報告書（別記様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定された実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 11 条 市長は、第 10 条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、サテライトオフィストライアル補助金交付額確定通知書（別記様式第 7 号）により当該補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第 12 条 前条の規定による額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、サテライトオフィストライアル補助金請求書（別記様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

（決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（別記様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	適用期間等	備考 （補助要件等）
----	--------	-----	-------	-------	---------------

交通費	公共交通料金	1/2 以内	上限 25,000 円／人 ※1 社あたり最大 4 人まで	開設決定まで	1 回限り
宿泊費	宿泊費	1/2 以内	上限 5,000 円／日 ※1 人あたり最大 4 日まで	開設決定まで	1 回限り
使用料	ワークスペース使用料	1/2 以内	上限 2,000 円／日 ※1 社あたり 1 日 4 人、最大 5 日まで	開設決定まで	1 回限り
賃借料	車の借上げに係る経費	1/2 以内	上限 8,000 円	開設決定まで	1 回限り

備考

- 1 ワークスペースは、市が別に示すものとする。
- 2 開設決定とは、市と企業等が締結する進出協定、サテライトオフィス開設の対外的表明その他サテライトオフィス開設の意思決定がなされたと認められる事項をいう。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

サテライトオフィストライアル補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

サテライトオフィストライアル補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 6 条関係)

サテライトオフィストライアル補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 7 条関係)

サテライトオフィストライアル計画変更承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 7 条関係)

サテライトオフィストライアル中止(廃止)承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 10 条関係)

サテライトオフィストライアル実績報告書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 11 条関係)

サテライトオフィストライアル補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 12 条関係)

サテライトオフィストライアル補助金請求書

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 14 条関係)

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

[別紙参照]